

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公開番号】特開2018-86235(P2018-86235A)

【公開日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2017-108798(P2017-108798)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月5日(2019.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技領域に設けられる始動口への入球に基づいて判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定の結果に基づいて変動パターンを決定する変動パターン決定手段と、

前記変動パターン決定手段により決定された変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動手段と、

前記図柄変動にて所定の態様が現れると、遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記遊技盤に設けられる特定可動体が正常状態にないときに前記図柄変動に対応する復元時期が到来すると、該特定可動体に対して復元動作を行わせうる復元実行手段とを備え、

前記変動パターンとして、第1変動パターン及び第2変動パターンが少なくとも用意されており、

前記第1変動パターンは、前記図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過した特定タイミングで前記特定可動体による演出動作を行いうる変動パターンであって、前記第2変動パターンは、前記図柄変動が実行開始されてから終了されるまでの間に前記特定可動体による演出動作が行われない変動パターンであり、

前記図柄変動手段による前記第2変動パターンでの前記図柄変動の実行と、前記図柄変動に対応する復元時期が到来したことに基づく前記特定可動体による復元動作とがそれぞれ並行される状況が現れると、該特定可動体による復元動作は、該第2変動パターンでの前記図柄変動の実行期間内で終了されず当該復元動作の実行中に前記図柄変動に対応する復元時期が新たに到来する場合があるようになっており、該図柄変動に対応する復元時期が新たに到来した場合、前記復元動作を実行している状態にある前記特定可動体については、該新たに到来した復元時期を契機として該復元動作のやり直しを行うことなくこれを継続して実行可能であり、

さらに、

前記第2変動パターンは、前記図柄変動にて所定の態様が現れるときには前記変動パターン決定手段によって決定されることなく、前記図柄変動にて所定の態様が現れない

きに限り前記変動パターン決定手段によって決定可能とされるものであり、
さらに、

前記図柄変動に対応する復元時期が到来したことに基づいて前記特定可動体による復元動作が開始され、且つ前記復元時期として機能した当該図柄変動が前記第2変動パターンで実行された場合、前記特定可動体による復元動作は、正常状態への復帰に失敗する場合だけでなく、正常状態への復帰に成功する場合も当該図柄変動の実行期間内で終了されることはない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

このような従来の遊技機では、遊技興趣が低下することが懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

この発明は、こうした実情に鑑みてなされたものであり、遊技興趣の低下が抑制される遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段1：遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技領域に設けられる始動口への入球に基づいて判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定の結果に基づいて変動パターンを決定する変動パターン決定手段と、

前記変動パターン決定手段により決定された変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動手段と、

前記図柄変動にて所定の態様が現れると、遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、
前記遊技盤に設けられる特定可動体が正常状態にないときに前記図柄変動に対応する復元時期が到来すると、該特定可動体に対して復元動作を行わせうる復元実行手段とを備え、

前記変動パターンとして、第1変動パターン及び第2変動パターンが少なくとも用意されており、

前記第1変動パターンは、前記図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過した特定タイミングで前記特定可動体による演出動作を行いうる変動パターンであって、前記第2変動パターンは、前記図柄変動が実行開始されてから終了されるまでの間に前記特定可動体による演出動作が行われない変動パターンであり、

前記図柄変動手段による前記第2変動パターンでの前記図柄変動の実行と、前記図柄変動に対応する復元時期が到来したことに基づく前記特定可動体による復元動作とがそれぞれ並行される状況が現れると、該特定可動体による復元動作は、該第2変動パターンでの前記図柄変動の実行期間内で終了されず当該復元動作の実行中に前記図柄変動に対応する復元時期が新たに到来する場合があるようになっており、該図柄変動に対応する復元時期

が新たに到来した場合、前記復元動作を実行している状態にある前記特定可動体については、該新たに到来した復元時期を契機として該復元動作のやり直しを行うことなくこれを継続して実行可能であり、

さらに、

前記第2変動パターンは、前記図柄変動にて所定の態様が現れるときには前記変動パターン決定手段によって決定されることなく、前記図柄変動にて所定の態様が現れないときに限り前記変動パターン決定手段によって決定可能とされるものであり、

さらに、

前記図柄変動に対応する復元時期が到来したことに基づいて前記特定可動体による復元動作が開始され、且つ前記復元時期として機能した当該図柄変動が前記第2変動パターンで実行された場合、前記特定可動体による復元動作は、正常状態への復帰に失敗する場合だけでなく、正常状態への復帰に成功する場合も当該図柄変動の実行期間内で終了されることはない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この発明によれば、遊技興趣の低下が抑制されうる。